

第2期

令和5年3月1日～  
令和5年9月30日まで  
のご利用に限ります

スポーツ  
競技大会や  
遠征時

小学1年生～中学3年生の

# 交通費 補助します

【上限額】

20  
万円

生徒たちの対外スポーツ活動参加をサポート!

お問い合わせ

一般社団法人 三条市スポーツ協会  
三条市新堀2113番地(三条市栄体育館内)

詳しくは  
裏面へ

## 公共交通利用補助事業(さんじょうスポーツ振興基金事業)

小学1年生から中学3年生の生徒を対象にスポーツ大会・遠征時の公共交通機関の利用を支援し、自家用車利用による事故や負担の軽減を図るため、公共交通機関利用補助事業を行います。

### 補助対象

市内在住もしくは市内スポーツ団体に在籍している小学1年生から中学3年生が下記のいずれかに該当する活動のため、公共交通機関を利用した際に補助します。個人・団体は問いません。

※市内スポーツ団体においては、市内在住の生徒が半数以上在籍している団体に限ります。

- 1 競技大会に参加する。
- 2 合宿や遠征を行う。
- 3 選定委員会で協議し、認められるもの。

### 対象期間

令和5年3月1日から令和5年9月30日までの期間に公共交通機関を利用したもの。

※対象期間中に1回限りの請求となります。なお、予算に達した場合、上記期日前に受付終了となります。

### 補助対象経費

上限  
20万円

対象者が住所地と目的地を移動するためにかかった公共交通機関の交通費。公共交通機関は原則として鉄道・バス(貸切バス含む)・タクシー・航空機・船舶となります。

※下限2万円になります。

※内容審査のうえ、補助経費が決まりますので申請・金額より減額になる場合があります。

### 申請方法

- ① 交付申請書の入手／三条市スポーツ協会HPより交付申請書を印刷。
- ② 交付申請書に必要事項を記載(直接入力可)し、交付申請書・参加者名簿・決算書・公共交通機関の領収書・返信用封筒(長3封筒に84円の切手を貼り、郵便番号・住所・氏名を記載)を以下へ郵送ください。  
※参加した大会パンフレット等を同封ください。  
※合宿や遠征の場合は、写真やスケジュールを同封ください。
- ③ 審査後結果を同封いただきました返信用封筒に封入し、お送りいたします。  
※返信用封筒は交付申請書と一緒に忘れずにお送りください。

### 申請書 送り先／お問い合わせ

一般社団法人 **三条市スポーツ協会**

TEL0256(45)1150

<http://www.sanjotaikyo.jp>

〒959-1153 新潟県三条市新堀2113番地(三条市栄体育館内)

受付時間／平日 9:00~17:00